

岩手県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営八重畑地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成22年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
花巻市石鳥谷町八重畑第3地割	2番1	田	田	1,107	62
〃	3番4	〃	〃	483	184
花巻市石鳥谷町八重畑第4地割	25番3	〃	〃	979	543
花巻市石鳥谷町八重畑第5地割	31番1	〃	〃	794	61
花巻市石鳥谷町八重畑第10地割	47番	〃	〃	1,002	583
花巻市石鳥谷町八重畑第11地割	2番1	〃	〃	588	447
〃	8番1	〃	〃	856	377
〃	9番1	〃	〃	455	342
〃	41番3	〃	〃	121	41
花巻市石鳥谷町八重畑第12地割	20番1	〃	〃	505	42
〃	42番	〃	〃	788	369
花巻市石鳥谷町八重畑第13地割	34番2	〃	〃	477	367
〃	89番	〃	〃	996	174
花巻市石鳥谷町八重畑第20地割	2番3	〃	〃	661	650
〃	70番	〃	〃	1,014	491
〃	91番	〃	〃	981	690
〃	96番2	〃	〃	641	39
〃	109番2	〃	〃	561	328
花巻市石鳥谷町八重畑第21地割	4番	〃	〃	971	548
〃	18番	〃	〃	981	967
〃	81番7	〃	〃	59	30
花巻市石鳥谷町八重畑第22地割	1番6	〃	〃	578	294
〃	7番1	〃	〃	418	417
〃	46番1	〃	〃	654	389
花巻市石鳥谷町八重畑第26地割	26番2	〃	〃	531	57
〃	40番3	〃	〃	531	247
〃	69番1	〃	〃	1,275	82
〃	73番	〃	〃	709	209
〃	75番1	〃	〃	669	51
〃	75番3	〃	〃	232	132
〃	76番1	〃	〃	385	262
花巻市石鳥谷町八重畑第29地割	63番1	〃	〃	598	358

〃	75番 1	〃	〃	88	8
花卷市石鳥谷町五大堂第10地割	16番 1	〃	〃	1,076	170
花卷市石鳥谷町五大堂第17地割	6番 1	〃	〃	431	427
花卷市石鳥谷町五大堂第19地割	17番	〃	〃	365	361
〃	55番 1	〃	〃	405	245
〃	103番	〃	〃	748	209
〃	104番	〃	〃	439	256
花卷市石鳥谷町五大堂第20地割	78番	〃	〃	456	227
〃	91番 1	〃	〃	450	245
花卷市石鳥谷町五大堂第22地割	15番 4	〃	〃	220	219
〃	64番 1	〃	〃	602	108
花卷市石鳥谷町五大堂第24地割	18番 1	〃	〃	845	418
花卷市石鳥谷町五大堂第26地割	98番	〃	〃	761	407
花卷市石鳥谷町東中島第 6 地割	28番 1	〃	〃	855	273

2 換地を定めない土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
				m ²
花卷市石鳥谷町八重畑第 3 地割	5番 2	田	田	991
花卷市石鳥谷町五大堂第26地割	104番 2	原野	原野	41
〃	105番 2	〃	〃	55
〃	106番 2	〃	〃	45
花卷市石鳥谷町関口第18地割	8番 1	田	田	289
〃	19番 1	〃	〃	501
花卷市石鳥谷町関口第23地割	55番 3	原野	原野	131
〃	58番	〃	〃	76
花卷市石鳥谷町関口第26地割	21番 1	田	田	237
花卷市石鳥谷町関口第27地割	37番 1	〃	〃	227
〃	37番 2	〃	〃	20
〃	37番 3	〃	〃	18
花卷市石鳥谷町関口第28地割	135番 3	畑	畑	277
花卷市石鳥谷町滝田第 9 地割	81番 1	原野	原野	210